

## 定期建物賃貸借契約についての説明

貸主 住所 埼玉県熊谷市大原 1 丁目 9 番 1 号

氏名 埼玉県

埼玉県立熊谷高等学校長 亀山 典幸

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第 38 条第 2 項に基づき、次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。

## 記

## 1. 物件

| 財産名称     | 所在地                | 貸付箇所                  | 貸付面積                |
|----------|--------------------|-----------------------|---------------------|
| 県立熊谷高等学校 | 熊谷市大原 1 丁目 9 番 1 号 | 管理棟と教室棟間の<br>西側渡り廊下付近 | 4.18 m <sup>2</sup> |

2. 契約締結日 令和 年 月 日

3. 賃貸借期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

上記物件につきまして、借地借家法第 38 条第 2 項に基づく説明を受けました。

令和 年 月 日

借主 住所

氏名

## 定期建物賃貸借契約についての説明

貸主 住所 埼玉県熊谷市大原 1 丁目 9 番 1 号

氏名 埼玉県

埼玉県立熊谷高等学校長 亀山 典幸

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第 38 条第 2 項に基づき、次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。

## 記

## 1. 物件 3

| 財産名称     | 所在地                | 貸付箇所                  | 貸付面積                |
|----------|--------------------|-----------------------|---------------------|
| 県立熊谷高等学校 | 熊谷市大原 1 丁目 9 番 1 号 | 管理棟と教室棟間の<br>西側渡り廊下付近 | 2.09 m <sup>2</sup> |

2. 契約締結日 令和 年 月 日

3. 賃貸借期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

上記物件につきまして、借地借家法第 38 条第 2 項に基づく説明を受けました。

令和 年 月 日

借主 住所

氏名